

香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第1号

香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 特別支援教育課</u></p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 生涯学習・文化財課</u></p> <p>(7) 略</p> <p><u>(8) 福利課</u></p> <p>2 略</p> <p>(義務教育課の分掌事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(16) その他市町立の小学校、中学校及び幼稚園に関すること。</u></p> <p>(特別支援教育課の分掌事務)</p> <p>第6条 <u>特別支援教育課</u>の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(保健体育課の分掌事務)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)～(9) 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、次の課を置く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 障害児教育課</u></p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 生涯学習課</u></p> <p>(7) 略</p> <p><u>(8) 文化行政課</u></p> <p><u>(9) 福利課</u></p> <p>2 事務局に教育事務所を置き、その名称、位置及び所管区域は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>(義務教育課の分掌事務)</p> <p>第4条 義務教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(16) 香川県自然科学館に関すること。</u></p> <p><u>(17) その他市町立の小学校、中学校及び幼稚園に関すること。</u></p> <p>(障害児教育課の分掌事務)</p> <p>第6条 <u>障害児教育課</u>の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(保健体育課の分掌事務)</p> <p>第7条 保健体育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p>

(10) 香川県立体育館、香川県立三豊体育館、香川県立大川体育館、香川県立屋島陸上競技場、香川県立武道館及び香川県立総合水泳プール並びに香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場に関すること。

(11) 略

(生涯学習・文化財課の分掌事務)

第8条 生涯学習・文化財課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) ユネスコ活動に関すること。

(12) 著作権に関すること。

(13) 国語の普及に関すること。

(14) 博物館の登録及び学芸員の資格に関すること。

(15) 文化財の保存及び活用に関すること。

(16) 香川県文化財保護審議会に関すること。

(17) 美術品として価値ある刀剣類等の登録に関すること。

(18) 社会教育関係団体その他の生涯学習に関する団体（他課の所管に属するものを除く。）及び文化財に関する団体に関すること。

(19) 香川県立図書館、香川県立屋島少年自然の家、香川県立五色台少年自然センター、香川県歴史博物館、香川県文化会館及び香川県埋蔵文化

(10) 香川県立体育館、香川県立三豊体育館、香川県立大川体育館、香川県立屋島陸上競技場、香川県立武道館、香川県立丸亀武道館及び香川県立総合水泳プール並びに香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場に関すること。

(11) 略

(生涯学習課の分掌事務)

第8条 生涯学習課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 生涯学習の振興に係る施策の企画及び調整に関すること。

(2) 生涯学習に関する情報の収集、整理及び提供並びに生涯学習についての相談（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。

(3) 市町に対する生涯学習の推進に係る指導、助言及び援助に関すること。

(4) 家庭教育、青少年教育、成人教育及び女性教育に関すること。

(5) 社会教育その他の生涯学習に係る指導者及び社会教育関係職員の研修（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。

(6) 社会教育主事の市町への派遣に関すること。

(7) 社会教育主事の資格の認定に関すること。

(8) 公民館、図書館、視聴覚ライブラリーその他の社会教育施設（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。

(9) 社会教育関係団体その他の生涯学習関係団体（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。

(10) 社会視聴覚教育及び社会通信教育に関すること。

(11) 社会教育委員に関すること。

(12) 香川県立図書館、香川県立五色台少年自然の家及び香川県立屋島少年自然の家に関すること。

財センターに関する事（知事の事務部局の所管に属するものを除く。）。
(20) その他生涯学習及び文化行政（知事の事務部局の所管に属するものを除く。）に関する事。

第10条・第11条 略

（職員）

第12条 略

（1）～（22） 略

2 略

（1）・（2） 略

（3） 副主幹

（4）～（9） 略

（13） その他生涯学習に関する事。

（文化行政課の分掌事務）

第10条 文化行政課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（1） 文化の振興及び普及に関する事。

（2） 文化団体に関する事。

（3） ユネスコ活動に関する事。

（4） 著作権に関する事。

（5） 国語の普及に関する事。

（6） 博物館その他の文化施設に関する事。

（7） 文化財の保存及び活用に関する事。

（8） 香川県文化財保護審議会に関する事。

（9） 美術品として価値ある刀剣類等の登録に関する事。

（10） 香川県歴史博物館、香川県文化会館、香川県県民ホール、香川県立東山魁夷せとうち美術館、瀬戸内海歴史民俗資料館、香川県埋蔵文化財センター、香川県美術工芸研究所及び香川県漆芸研究所に関する事。

（11） その他文化行政に関する事。

第11条・第12条 略

（職員）

第13条 略

（1）～（22） 略

2 教育事務所に、次の職員を置く。

（1） 所長

（2） 所長補佐

（3） 主任管理主事

（4） 主任指導主事

（5） 主任

（6） 管理主事

（7） 指導主事

（8） その他の職員

第13条・第14条 略

別表（第2条関係）

名称	位置	所管区域
香川県教育委員会事務局 局東部教育事務所	高松市	高松市 さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡 香川郡
香川県教育委員会事務局 局西部教育事務所	善通寺市	丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 綾歌郡 仲多度郡

第14条・第14条の2 略

別表（第2条関係）

名称	位置	所管区域
香川県教育委員会事務局 局小豆教育事務所	小豆郡土庄町	小豆郡
香川県教育委員会事務局 局東讃教育事務所	高松市	高松市 さぬき市 東かがわ市 木田郡 香川郡
香川県教育委員会事務局 局中讃教育事務所	善通寺市	丸亀市 坂出市 善通寺市 綾歌郡 仲多度郡
香川県教育委員会事務局 局西讃教育事務所	観音寺市	観音寺市 三豊市

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。